

# 特殊健康診断の 実施状況等について

厚生労働省労働基準局安全衛生部

令和元年10月

## 労働安全衛生法 第66条

2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

3 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

- 労働安全衛生法第66条第2項及び第3項に規定する有害な業務とは、労働者に健康障害を発生させることが明らかであり、健康障害防止措置が必要である業務である。  
事業者は有害業務に従事する労働者に対し、特別の項目の健康診断を行わなければならないと定められている。

## (2) 特殊健康診断の実施状況について (平成30年)

### 1 膀胱がん

	物質名	実施事業場数	受診者数 (人)	有所見者数 (人)	有所見率 (%)
1	ベンジジン	28	129	15	11.6
2	ベータ-ナフチルアミン	9	24	0	0.0
3	4-アミノジフェニル	8	49	0	0.0
4	4-ニトロジフェニル	3	42	0	0.0
5	ジクロルベンジン	43	375	10	2.7
6	アルファ-ナフチルアミン	61	777	7	0.9
7	オルト-トリジン	92	615	26	4.2
8	ジアニジン	31	197	1	0.5
9	オーラミン	49	591	21	3.6
10	パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	9	133	1	0.8
11	マゼンタ	56	345	9	2.6
小	計	389	3,277	90	2.7

### 2 特別有機溶剤

	物質名	実施事業場数	受診者数 (人)	有所見者数 (人)	有所見率 (%)
1	トリクロロエチレン	1,133	7,255	513	7.1
2	四塩化炭素	539	3,309	146	4.4
3	1,2-ジクロロエタン	618	5,554	251	4.5
4	テトラクロロエチレン	598	4,095	316	7.7
5	スチレン	4,201	41,586	977	2.3
6	クロロホルム	2,641	32,733	1,786	5.5
7	1,4-ジオキサン	939	8,681	451	5.2
8	1,1,2,2-テトラクロロエタン	221	1,147	68	5.9
9	メチルイソブチルケトン	7,678	93,975	1,611	1.7
小	計	18,568	198,335	6,119	3.1

### 3 重金属

	物質名	実施事業場数	受診者数 (人)	有所見者数 (人)	有所見率 (%)
1	鉛	3,455	56,901	1,089	1.9
2	四アルキル鉛	0	0	0	-
3	カドミウム	505	4,130	66	1.6
小	計	3,960	61,031	1,155	1.9

合 計 22,917 262,643 7,364 2.8

※ 資料出所：特殊健康診断結果調 (厚生労働省)

### (3) 特殊健康診断の実施状況について（四アルキル鉛）

- 四アルキル鉛の健康診断の実施事業場数、受診者数は年々減っており、平成30年は0人 である。
- 過去5年間において、四アルキル鉛の健康診断の受診者に有所見者はいない。

年	実施事業場数	受診者数 (人)	有所見者数 (人)	有所見率 (%)
平成26年	5	46	0	0.0
平成27年	2	5	0	0.0
平成28年	2	5	0	0.0
平成29年	1	1	0	0.0
平成30年	0	0	0	-

## 労働安全衛生法第67条

がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事したことのある労働者で、一定の要件に該当する者に対し、離職の際又は離職後に、本人の申請に基づき健康管理手帳を交付し、国の費用で健康診断を行っている。

### 交付対象業務

以下の物質の製造や取り扱い等を行う業務

- |                       |                          |
|-----------------------|--------------------------|
| 1 ベンジジン及びその塩          | 8 ベリリウム及びその化合物           |
| 2 ベータ - ナフチルアミン及びその塩  | 9 ベンゾトリクロリド              |
| 3 粉じん作業               | 10 塩化ビニル                 |
| 4 クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩 | 11 石綿                    |
| 5 砒素                  | 12 ジアニシジン及びその塩           |
| 6 コークス又は製鉄用発生炉ガス      | 13 1,2-ジクロロプロパン          |
| 7 ビス(クロロメチル)エーテル      | 14 オルト-トルイジン (平成31年4月追加) |

## (5) 健康管理手帳の交付状況等について

### 1 健診項目の改正対象物質

	物質名	交付数	受診者数 (人)
1	ベンジジン	1,137	368
2	ベータナフチルアミン	800	629
3	ジアニシジン	187	105
小	計	2,124	1,102

### 2 1以外の物質

	物質名	交付数	受診者数 (人)
1	石綿	35,382	45,622
2	粉じん (管理 2)	12,767	4,765
3	粉じん (管理 3)	13,037	1,715
4	クロム酸	738	367
5	砒素	38	2
6	コルタール	5,176	3,179
7	ビス(クロロメチル)エーテル	89	65
8	ベリリウム	1	3
9	ベンゾトリクロリド	9	38
10	塩化ビニル	2,018	1,147
11	1,2-ジクロロプロパン	35	18
小	計	69,290	56,921

合	計	71,414	58,023
---	---	--------	--------

※ 資料出所：厚生労働省労働衛生課調べ